○内閣府令第五十号

自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）第二十九条第三項の規定に基づき、自動車安全運転センター法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年七月十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

自動車安全運転センター法施行規則の一部を改正する内閣府令

自動車安全運転センター法施行規則（昭和五十年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別記様式第四（第九条関係） 整理番号 殿 運転免許経歴証明書 申請者：氏名／生年月日（年　月　日生）／免許証番号／申請内容 証明事項：免許の種類（種類：第一種免許 大型 中型 準中型 普通 大特 大自二 普自二 小特 原付 けん引／第二種免許 大型 中型 普通 大特 けん引／有無）／免許年月日／免許の条件／免許証の有効期限（年　月　日）／免許の取消し年月日（年　月　日）／備考 年　月　日現在の記録は、上記のとおりであることを証明します。 年　月　日 印 備考　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。	別記様式第四（第九条関係） 整理番号 殿 運転免許経歴証明書 申請者：氏名／生年月日（年　月　日生）／免許証番号／申請内容 証明事項：免許の種類（種類：第一種免許 大型 中型 普通 大特 大自二 普自二 小特 原付 けん引／第二種免許 大型 中型 普通 大特 けん引／有無）／免許年月日／免許の条件／免許証の有効期限（年　月　日）／免許の取消し年月日（年　月　日）／備考 年　月　日現在の記録は、上記のとおりであることを証明します。 年　月　日 印 備考　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附　則

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）の施行の日（平成二十九年三月十二日）から施行する。